

浪岡区長の給与及び旅費に関する条例を廃止する等の条例の制定について

1 概要

浪岡地域自治区の設置期間満了に伴う「浪岡区長の給与及び旅費に関する条例」の廃止及び「青森市防災会議条例」の改正

2 改正内容等

(1) 浪岡区長の給与及び旅費に関する条例 廃止

(2) 青森市防災会議条例

改正後	改正前
<p>第三条</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>(2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>(3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者</p> <p>(4) 青森地域広域事務組合消防長</p> <p>(5) 危機管理監</p> <p>(6) 副市長</p> <p>_____</p> <p><u>(7)</u> 教育長</p> <p><u>(8)</u> 消防団長</p> <p><u>(9)</u> 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p><u>(10)</u> その他市長が特に必要と認める者</p>	<p>第三条</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>(2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>(3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者</p> <p>(4) 青森地域広域事務組合消防長</p> <p>(5) 危機管理監</p> <p>(6) 副市長</p> <p><u>(7)</u> 区長</p> <p><u>(8)</u> 教育長</p> <p><u>(9)</u> 消防団長</p> <p><u>(10)</u> 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p><u>(11)</u> その他市長が特に必要と認める者</p>

3 施行期日

令和3年4月1日